

令和6年度 三鷹市認定農業者の認定の流れについて

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき設けられたもので、農業者が自らの農業経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」を市が認定し、その計画の達成に向け、市、農業関係機関等が協力し支援する制度です。

令和6年度の流れ

①	申請申込書 (別紙) 市に提出	受付期間	令和6年5月31日(金)まで 月曜～金曜 午前9時～午後5時(正午～午後1時、土・日・祝日を除く。)
		提出書類	「農業経営改善計画認定」に係る申請申込書 認定農業者制度や申込書作成など、お気軽にお問合せください。
②	認定申請書(案) 市に提出	受付期間	令和6年6月28日(金)まで 月曜～金曜 午前9時～午後5時(正午～午後1時、土・日・祝日を除く。)
		提出書類	「農業経営改善計画認定申請書(案)」
③	認定支援相談	実施日	令和6年7月～9月に実施(予定) 個別に調整します。
		認定申請書の作成支援のため、事前にご記入いただいた認定申請書をもとに、相談支援チーム(農業関係機関・団体職員)が行う1時間程度の個別相談です。	
④	認定申請書 提出	受付期間	令和6年9月下旬(予定)
		提出書類	農業経営改善計画認定申請書
	審査会	「認定申請書」を三鷹市農業経営改善計画審査会が審査し、認定又は不認定を決定します。申請者の出席は必要ありません。	
⑤	認定証 交付	「農業経営改善計画」が認定された申請者に認定証を交付します。	
		日程会場	令和7年2月14日(金) 午後(予定) 三鷹市公会堂さんさん館

※申請申込書及び認定申請書は、市ホームページ又はお問合わせ先窓口で配布します。

<お問い合わせ・提出先>

三鷹市生活環境部都市農業課(農業委員会事務局)

市役所第二庁舎2階

電話 0422(29)9616 FAX0422(29)9796